

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 設立（第八条―第十七条）</p> <p>第三章 機関（第十八条―第二十六条）</p> <p>第四章 計算等（第二十七条―第五十四条）</p> <p>第五章 解散及び清算（第五十五条―第七十七条）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（電磁的記録）</p> <p>第二条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（電子署名）</p> <p>第三条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。</p> <p>2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録（法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。</p> <p>二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（電磁的方法）</p>	

第四条 法第十四条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2| 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十三条第六項（法第十五条第七項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第七項第二号（議決権の代理行使）

二 法第三十三条の二第四項第二号（法第十五条第七項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）

三 法第四十条及び第四十八条第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項第二号（定款の定めによる監査範囲の限定）

四 法第四十四条の二第一項第二号

五 法第四十四条の六第三項第三号

（新設）

（新設）

六 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）

七 法第六十条第十号

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第六条 法第三十三条の二第三項（法第十五条第七項において準用する場合を含む。）及び法第四十四条の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、船主相互保険組合（第二十条及び第七十二条を除き、以下「組合」という。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

（船主相互保険組合法施行令に係る電磁的方法）

第七条 船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）第一条第一項又は第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十四条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくこと

（新設）

（新設）

ができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
二 ファイルへの記録の方式

第二章 設立

(創立総会の議事録)

第八条 法第十五条第七項において読み替えて準用する法第三十三条の二第一項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3| 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一| 創立総会が開催された日時及び場所
- 二| 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三| 創立総会に出席した発起人の氏名又は名称
- 四| 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名
- 五| 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

(設立認可の審査)

第九条 内閣総理大臣は、法第十六条第一項の規定による設立の認可の申請に係る法第十七条第一項に規定するその事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合であるかどうかの審査をするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 組合員の相互扶助及び救済を目的とした組合であること。
- 二 出資の総額が、組合の業務の内容に照らし、適正な規模と認められること。
- 三 組合の収支の見込みが良好であり、かつ、健全な経営が確保できると見込まれること。

四 組合の業務に関する十分な知識及び経験を有する役員(法第三十五条第一項に規定す

(新設)

(新設)

(設立認可の審査)

第一条の二 内閣総理大臣は、法第十六条第一項の規定による設立の認可の申請に係る法第十七条第一項に規定するその事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合であるかどうかの審査をするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 組合員の相互扶助及び救済を目的とした船主相互保険組合であること。
- 二 出資の総額が、船主相互保険組合の業務の内容に照らし、適正な規模と認められること。
- 三 船主相互保険組合の収支の見込みが良好であり、かつ、健全な経営が確保できると見込まれること。

四 船主相互保険組合の業務に関する十分な知識及び経験を有する役員の確保の状況、船

る役員をいう。以下同じ。）の確保の状況、組合の業務の運営に関する管理体制に照らし、組合が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

五 申請書に添付された定款に記載された事項が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ〜ハ (略)

ニ 組合の業務の健全かつ適正な運営を確保するものであること。

ホ・ヘ (略)

六・七 (略)

(事業方法書)

第十条 法第十六条第二項第二号に規定する事業方法書には、次の事項を定めなければならない。

一 事業経営の地域、保険の目的又は保険契約の目的の範囲

二 従たる事務所の権限に関する事項

三 保険金額（再保険に付した金額を除く。）及び保険期間の制限

四 保険契約締結に関する事項

五 保険料の収受、保険金の支払及び保険料の払戻しその他返戻金に関する事項

六 保険証券及びこれに添付すべき書類の様式

七 再保険に関する事項

八 保険契約の特約に関する事項

九 剰余金の分配に関する事項

十 財産の利用に関する事項

(保険料及び責任準備金の算出方法書)

第十一条 法第十六条第二項第三号に規定にする保険料及び責任準備金の算出方法書には、次の事項を定めなければならない。

主相互保険組合の業務の運営に関する管理体制に照らし、船主相互保険組合が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

五 申請書に添付された定款に記載された事項が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ〜ハ (略)

ニ 船主相互保険組合の業務の健全かつ適正な運営を確保するものであること。

ホ・ヘ (略)

六・七 (略)

(新設)

(新設)

一 保険料の算出方法
二 責任準備金の算出方法

(定款等の記載事項の変更の認可申請等)

第十二条 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該変更後の当該変更に係る業務の収支の見込みが良好であり、組合の経営の健全性を損なうものでないこと。

三 当該変更後においても、第九条第四号に掲げる基準に適合するものであること。

四 (略)

五 当該変更が定款に記載した事項に係るものである場合には、第九条第五号に掲げる基準に適合するものであること。

六 当該変更が事業方法書に記載した事項に係るものである場合には、第九条第六号に掲げる基準に適合するものであること。

七 当該変更が保険料及び責任準備金の算出方法書に記載した事項に係るものである場合には、第九条第七号に掲げる基準に適合するものであること。

(供託)

第十三条 法第十七条第二項及び第五十一条の規定により供託した者は、供託を受理したことを記載した供託書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣又は金融庁長官は、前項の供託書を受理したときは、保管証書を同項の供託者に交付しなければならない。

3 第一項に規定する供託者は、供託物の全部の払戻しを受けようとするときは、供託書返還申請書に保管証書を添付して提出しなければならない。一部の払戻しを受けようとする

(定款等の記載事項の変更の認可申請等)

第一条の三 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該変更後の当該変更に係る業務の収支の見込みが良好であり、船主相互保険組合の経営の健全性を損なうものでないこと。

三 当該変更後においても、前条第四号に掲げる基準に適合するものであること。

四 (略)

五 当該変更が定款に記載した事項に係るものである場合には、前条第五号に掲げる基準に適合するものであること。

六 当該変更が事業方法書に記載した事項に係るものである場合には、前条第六号に掲げる基準に適合するものであること。

七 当該変更が保険料及び責任準備金の算出方法書に記載した事項に係るものである場合には、前条第七号に掲げる基準に適合するものであること。

(供託)

第二条 法第十七条第二項及び法第五十一条の規定により供託した者は、供託を受理したことを記載した供託書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣又は金融庁長官は、前項の供託書を受理したときは、保管証書を前項の供託者に交付しなければならない。

3 第一項に規定する供託者は、供託物の全部の払戻しを受けようとするときは、供託書返還申請書に保管証書を添付して提出しなければならない。一部の払戻しを受けようとする

ときは、保管証書の外、その金額、物件の品名及び数量又は有価証券の種類、額面、数量及び番記号（記名式の証券の場合はその氏名若しくは名称）を記載した書面を添付しなければならない。

（供託金に代わる有価証券の種類）

第十四条 （略）

（供託金に代わる有価証券の価額）

第十五条 （略）

（削る）

は、保管証書の外、その金額、物件の品名及び数量又は有価証券の種類、額面、数量及び番記号（記名式の証券の場合はその氏名若しくは名称）を記載した書面を添付しなければならない。

（供託金に代わる有価証券の種類）

第三条 （略）

（供託金に代わる有価証券の価額）

第三条の二 （略）

（事業方法書）

第四条 事業方法書には、次の事項を定めなければならない。

- 一 事業経営の地域、保険の目的又は保険契約の目的の範囲
- 二 従たる事務所の権限に関する事項
- 三 保険金額（再保険に付した金額を除く。）及び保険期間の制限
- 四 保険契約締結に関する事項
- 五 保険料の收受、保険金の支払及び保険料の払戻その他返戻金に関する事項
- 六 保険証券、加入申込証の用紙及びこれに添付すべき書類の様式
- 七 再保険に関する事項
- 八 保険契約の特約に関する事項
- 九 剰余金の分配に関する事項
- 十 財産の利用に関する事項

（保険料及び責任準備金の算出方法書）

第五条 保険料及び責任準備金の算出方法書には、次の事項を定めなければならない。

- 一 保険料の算出方法

（削る）

〔責任追及等の訴えの提起の請求方法〕

第十六条 法第二十条、第四十条及び第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

〔訴えを提起しない理由の通知方法〕

第十七条 法第二十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 組合が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
- 二 発起人の責任又は義務の有無についての判断
- 三 発起人に責任又は義務があると判断した場合において、発起人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

第三章 機関

（組合員からの臨時総会招集の認可申請等）

第十八条 法第三十条第四項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- 一 （略）
- 二 認可を受けようとする組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得ていることを証する書面

三 （略）

二 責任準備金の算出方法

（新設）

（新設）

（新設）

（組合員からの臨時総会招集の認可申請等）

第五条の二 法第三十条第四項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- 一 （略）
- 二 認可を受けようとする組合員が、総組合員の五分の一以上であることを証する書面

三 （略）

2 (略)

第十九条 (略)

(議事録)

第二十条 法第三十三条の二第一項の規定による総会(法第十三条第三項第十号に規定する組合員総会をいう。以下同じ。)の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第四十条において読み替えて準用する会社法第三百八十九条第三項(定款の定めによる監査範囲の限定)の規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

四 総会に出席した理事又は監事の氏名

五 総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(組合員以外の者からの役員選任の認可申請等)

第二十一条 法第三十五条第二項ただし書(法第十五条第七項において準用する場合を含む。)の規定により金融庁長官の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

一 (略)

二 組合と役員に選任しようとする者との関係を記載した書類

2 (略)

第五条の三 (略)

(新設)

(組合員以外の者からの役員選任の認可申請等)

第六条 法第三十五条第二項ただし書(法第十五条第七項において準用する場合を含む。)の規定により金融庁長官の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

一 (略)

二 船主相互保険組合と役員に選任しようとする者との関係を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、選任しようとする者が、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者であること。

三 組合の業務に常勤の役員として従事できる者であること。

(常務に従事する理事の兼職の認可申請等)

第二十二條 船主相互保険組合の常務に従事する理事は、法第三十六条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該船主相互保険組合を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の組合その他の法人が保険会社若しくは外国保険会社等又は船主相互保険組合の場合にあつては、第四号の書類を添付することを要しない。

一 (略)

二 船主相互保険組合及び当該他の組合その他の法人における常務の処理方法を記載した書面

三 船主相互保険組合と当該他の組合その他の法人との取引その他の関係を記載した書面

四 当該他の組合その他の法人の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書又は剰余金の処分若しくは損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を明らかにする書面

五 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 船主相互保険組合の常務に従事する理事が他の組合その他の法人の常務に従事することにより当該船主相互保険組合の健全かつ適正な運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、選任しようとする者が、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 船主相互保険組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者であること。

三 船主相互保険組合の業務に常勤の役員として従事できる者であること。

(常務に従事する理事の兼職の認可申請等)

第七條 船主相互保険組合の常務に従事する理事は、法第三十六条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該船主相互保険組合を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社又は組合が保険会社若しくは外国保険会社等又は船主相互保険組合の場合にあつては、第四号の書類を添付することを要しない。

一 (略)

二 船主相互保険組合及び当該他の会社又は組合における常務の処理方法を記載した書面

三 船主相互保険組合と当該他の会社又は組合との取引その他の関係を記載した書面

四 当該他の会社又は組合の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を明らかにする書面

五 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 船主相互保険組合の常務に従事する理事が他の会社又は組合の常務に従事することにより当該船主相互保険組合の健全かつ適正な運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 常務に従事しようとする他の組合その他の法人の事業内容が、船主相互保険組合の業務と密接な関係を有するものであること。

(報酬等の額の算定方法)

第二十三条 法第三十八条の二第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員が当該組合の参事その他の使用人を兼ねている場合における当該参事その他の使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の事業年度(法第三十八条の二第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。)ごとの合計額(当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員が当該組合から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員が当該組合の参事その他の使用人を兼ねていた場合における当該参事その他の使用人としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員がその職に就いていた年数(当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 組合を代表する理事 六

(2) 組合を代表する理事以外の理事(組合員以外の理事を除く。) 四

(3) 組合員以外の理事又監事 二

2| 法第三十八条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する理事は、次

二 常務に従事しようとする他の会社又は組合の事業内容が、船主相互保険組合の業務と密接な関係を有するものであること。

(新設)

に掲げるものとする。

一 組合を代表する理事

二 当該組合の業務を執行した前二号以外の理事

3 法第三十八条の二第七項に規定する内閣府令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員が当該組合の参事その他の使用人を兼ねていたときは、当該参事その他の使用人としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(監査報告の作成)

第二十四条 法第四十条において読み替えて準用する会社法第三百八十九条第二項(定款の定めによる監査範囲の限定)の規定により内閣府令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該組合の理事及び使用人

二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該組合の他の監事その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

(監査の範囲が限定されている監事の調査の対象)

第二十五条 法第四十条及び第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第三百八

(新設)

(新設)

十九条第三項（定款の定めによる監査範囲の限定）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 計算書類及びその附属明細書
- 二 前号に掲げるもののほか、これに準ずるもの

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第二十六条 法第四十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 組合が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
- 二 役員の実任又は義務の有無についての判断
- 三 役員に責任又は義務があると判断した場合において、役員の実任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

（削る）

（削る）

第四章 計算等

（業務報告書）

第二十七条 法第四十一条第一項の規定による業務報告書は、事業報告書、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、財産目録、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、剰余金処分、損失金処理又は有価証券等に関する書面及び附属明細書に分けて、別紙様式第一号により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

2 組合は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期する

（新設）

第八条 削除

第九条 削除

第二章 計算

（業務報告書）

第十条 法第四十一条第一項の規定による業務報告書は、事業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書、剰余金処分、損失金処理又は有価証券等に関する書面及び附属明細書に分けて、別紙様式第一号により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

2 船主相互保険組合（以下「組合」という。）は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長

ことができる。

(剰余金の分配における控除額)

第二十八条 法第四十二条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、最終事業年度の末日において株式等評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限る。）とする。

(削る)

(削る)

(削る)

官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

(剰余金の分配における控除額)

第十条の二 法第四十二条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、資産につき時価を付するものとした場合（第十条の五第一項ただし書及び第二項（これらの規定を第十条の八第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十条の九第二項において準用する場合を含む。）の場合を除く。）において、その付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額とする。

(貸借対照表の要旨)

第十条の三 法第四十四条第一項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十三条第五項の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、別紙書式第二号に準じて作成しなければならない。

(財産の評価)

第十条の四 組合の財産目録及び貸借対照表に記載すべき財産に付すべき価額については、次条から第十条の九までの規定の定めるところによる。

(流動資産の評価)

第十条の五 流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又は製作価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。

2 前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとすることを妨げない。

(固定資産の評価)

(削る)

第十条の六 固定資産については、その取得価額又は製作価額を付し、毎決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。

(削る)

(金銭債権の評価)

第十条の七 金銭債権については、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買い入れたときは相当の増額を、債権金額より低い代金で買い入れたときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

2| 前項の場合において、金銭債権につき取立不能のおそれがあるときは、取り立てることができない見込額を控除しなければならない。

3| 市場価格のある金銭債権については、第一項の規定にかかわらず、時価を付するものとすることができる。

(削る)

(社債その他の債券の評価)

第十条の八 社債については、その取得価額を付さなければならない。ただし、その取得価額が社債の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。

2| 第十条の五第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格のある社債について、同条第二項の規定は市場価格のない社債について、それぞれ準用する。

3| 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。

(削る)

(株式その他の出資の評価)

第十条の九 株式については、その取得価額を付さなければならない。

2| 第十条の五第一項ただし書の規定は市場価格のある株式について、同条第二項及び第十条の七第三項の規定は市場価格のある株式であつて子会社の株式以外のものについて、それぞれ準用する。

3| 市場価格のない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相

(削る)

(剰余金の分配に関して責任をとるべき者)

第二十九条 法第四十二条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 剰余金の分配による金銭等の交付に関する職務を行った理事又は参事
- 二 総会において剰余金の分配に関する事項について説明をした理事
- 三 剰余金の分配に賛成した理事
- 四 分配可能額の計算に関する報告を監事が請求したときは、当該請求に応じて報告をした理事又は参事

2| 法第四十二条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 総会に議案を提案した理事
- 二 前号の議案の提案の決定に賛成した理事

(保険金の削減及び保険料の追徴)

第三十条 法第四十三条及び第四十七条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

一〇三 (略)

当の減額をしなければならない。

4| 第一項及び前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。

(半期報告書等の提出及び様式)

第十一条 組合は、別紙様式第三号に準じて作成した当該事業年度の半期ごとに事業成績表並びに各期末日における貸借対照表、損益計算書及び事業費明細書を、当該期間経過後二月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

(保険金の削減及び保険料の追徴)

第十二条 法第四十三条及び第四十七条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

一〇三 (略)

(保険金の削減及び保険料の追徴の認可の審査基準)

第三十一条 (略)

(会計慣行のしん酌)

第三十二条 この章及び次章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

(会計帳簿)

第三十三条 法第四十四条第一項の規定により組合が作成すべき会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

(資産の評価)

第三十四条 前条の会計帳簿に付すべき資産については、法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2| 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下同じ。)において、相当の償却をしなければならない。

3| 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一| 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。) 事業年度の末日における時価

二| 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

4| 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てる

(保険金の削減及び保険料の追徴の認可の審査基準)

第十三条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

ことができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5| 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

6| 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二 市場価格のある資産（子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券を除く。

）

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

（負債の評価）

第三十五条 第三十三条の会計帳簿に付すべき負債については、法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2| 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）のほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（組合員に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

（設立時の出資金の額）

（新設）

第三十六条 組合の設立（法第四十五条の六第一項の合併による設立を除く。）時の出資金の額は、設立時の組合員になろうとする者が設立に際して履行した出資により組合に対し払込みがされた出資の価額とする。

（新設）

2 組合の出資金の額は、組合員が出資の履行をした場合に限り、当該組合員が履行した出資により組合に対し払込みがされた出資の価額が増加するものとする。

3 組合の出資金の額は、組合が組合を脱退する組合員に対して持分の払戻しをする場合に限り、当該脱退する組合員の出資につき出資金の額に計上されていた額が減少するものとする。

（評価・換算差額等）

第三十七条 次に掲げるものその他資産、負債又は出資金及び剰余金以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。

（新設）

一 資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条において同じ。）につき時価を付すものとした場合における当該資産又は負債の評価差額（利益又は損失に計上するもの及び次号に掲げる評価差額を除く。）

二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場
合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

（成立の日の財産目録及び貸借対照表）

第三十八条 法第四十四条の四第一項の規定により作成すべき財産目録及び貸借対照表は、組合の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(新設)

(各事業年度に係る計算書類等)

第三十九条 各事業年度に係る計算書類(法第四十四条の四第二項に規定する計算書類をい

(新設)

う。以下この章において同じ。)及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六箇月)を超えることができない。

2| 法第四十四条の四第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき、別紙様式第一号に準じて作成しなければならない。

3| 法第四十四条の四第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書は、別紙様式第一号に準じて作成しなければならない。

(計算書類及びその附属明細書の監査)

第四十条 法第四十四条の五第一項の規定による監査(計算書類及びその附属明細書に係る

(新設)

ものに限る。以下この条及び次条において同じ。)については、次条及び第四十二条の定めるところによる。

2| 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第一項に規定する監査のほか、計算書類及びその附属明細書に表示された情報と計算書類及びその附属明細書に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

(計算書類及びその附属明細書の監査報告の内容)

第四十一条 監事は、計算書類及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

(新設)

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 計算書類及びその附属明細書が当該組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- 四 追記情報
- 五 監査報告を作成した日

2| 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算書類及びその附属明細書の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 継続組合の前提（当該組合の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他組合が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。第四十五条第一号において同じ。）に係る事項

- 二 正当な理由による会計方針の変更
- 三 重要な偶発事象
- 四 重要な後発事象

（計算書類及びその附属明細書の監査報告の通知期限等）

第四十二条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、各事業

(新設)

年度に係る計算書類及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- 二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- 三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

2| 計算書類及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容

の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容を通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算書類及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算書類及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 二以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 二以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき すべての監事

三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事

(事業報告及びその附属明細書の監査報告の内容)

第四十三条 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査（計算書類及びその附属明細書に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の方法及びその内容

二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 当該組合の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重

(新設)

大な事実があつたときは、その事実

四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 監査報告を作成した日

2| 前項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある組合の監事は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

〔事業報告及びその附属明細書の監査報告等の通知期限〕

第四十四条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。

一 事業報告を受領した日から四週間を経過した日

二 事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事の間で合意した日

2| 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3| 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告については、監事の監査を受けたものとみなす。

4| 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者と定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行つた理事

5| 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(新設)

- 一 二以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事
- 二 二以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき すべての監事
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事

（貸借対照表の公告）

第四十五条 組合が法第四十四条の五第五項の規定による公告（同条第七項の規定による措置を含む。以下この条において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。

- 一 継続組合の前提に関する注記
- 二 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 三 貸借対照表に関する注記
- 四 税効果会計に関する注記
- 五 関連当事者との取引に関する注記
- 六 重要な後発事象に関する注記
- 七 当期純損益金額

（貸借対照表の要旨）

第四十六条 組合が法第四十四条の五第六項に規定する貸借対照表の要旨を公告する場合は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

（貸借対照表の電磁的方法による公開の方法）

第四十七条 法第四十四条の五第七項の規定による措置は、第四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録さ

（新設）

（新設）

（新設）

れ、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。)を使用する方法によつて行わなければならない。

(半期報告書等の提出及び様式)

第四十八条 組合は、別紙様式第三号により作成した当該事業年度の半期ごとの事業成績表並びに各期末日における貸借対照表、損益計算書及び事業費明細書を、当該期間経過後二月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(創立費の償却)

第四十九条 法第四十四条の八において準用する保険業法(平成七年法律第百五号)第百三条(事業費等の償却)に規定する内閣府令で定める金額は、次に掲げるものとする。

- 一 発起人が受ける報酬として支出した金額
- 二 組合の負担する設立に関する費用(定款の認証の手数料、定款に係る印紙税、出資に係る金銭の払込みの取扱いをした銀行又は信託銀行に支払うべき手数料及び報酬並びに組合の設立の登記の登録免許税を含む。)として支出した金額
- 三 開業準備のために支出した金額

(責任準備金の積立て)

第五十条 組合は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。

- 一 普通責任準備金 次に掲げる金額のうちいずれか大きい金額
- イ (略)
- ロ 当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金(法第四十四条の八において準用する保険業法第百十七条第一項の支払備金をいう。以下同じ。)及び当該事業年度の事業費を控除した金額

(新設)

(新設)

(責任準備金の積立て)

第十四条 組合は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。

- 一 普通責任準備金 次に掲げる金額のうちいずれか大きい金額
- イ (略)
- ロ 当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金(法第四十四条第二項において準用する保険業法(平成七年法律第百五号)第百十七条第一項の支払備金をいう。以下同じ。)及び当該事業年度の事業費を控除した金額

二 (略)

(再保険契約の責任準備金)

第五十一条 (略)

(支払義務が発生したものに準ずる保険金等)

第五十二条 法第四十四条の八において準用する保険業法第一百七十七条第一項(支払備金)に規定する内閣府令で定めるものは、保険金及び返戻金(次条において「保険金等」という。)であつて、組合が、毎決算期において、まだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認めるものとする。

(支払備金の積立)

第五十三条 (略)

2 第五十一条の規定は、支払備金の積立てについて準用する。

第五十四条 第五十条から前条までの規定は、組合が第三十条、次条、第五十六条又は法第四十五条の二の規定により貸借対照表を作成する場合に準用する。

第五章 解散及び清算

(組合員の数を法定の数以上にして解散しない場合等の認可申請等)

第五十五条 法第四十五条第一項ただし書に規定する認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

一 財産目録及び貸借対照表

二 出資の総額を法第三条に定める額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数を法第十二条第二項に定める数以上にする計画書

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

二 (略)

(再保険契約の責任準備金)

第十五条 (略)

(支払義務が発生したものに準ずる保険金等)

第十六条 法第四十四条第二項において準用する保険業法第一百七十七条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、保険金及び返戻金(次条において「保険金等」という。)であつて、組合が、毎決算期において、まだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認めるものとする。

(支払備金の積立)

第十七条 (略)

2 第十五条の規定は、支払備金の積立てについて準用する。

第十八条 第十四条から前条までの規定は、組合が第十二条、第十九条、第二十一条又は法第四十五条の二の規定により貸借対照表を作成する場合に準用する。

第三章 解散及び清算

(新設)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至つた時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は法第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護するために必要かつ有益と認められること。

（解散決議の認可申請）

第五十六条 法第四十五条第二項に規定する解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

一・二 (略)

（解散の公告）

第五十七条 組合は、法第四十五条第三項において準用する保険業法第五十四条（解散等の公告）の規定による公告をする場合において、当該組合を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理の方針を示すものとする。

（削る）

（解散決議の認可申請）

第十九条 組合は、解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

一・二 (略)

（解散の公告）

第二十条 組合は、法第四十五条第三項において準用する保険業法第五十四条の規定による公告をする場合において、当該組合を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理の方針を示すものとする。

（組合員の数を法定の数以上にして解散しない場合等の認可申請等）

第二十一条 法第四十五条第一項ただし書に規定する認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- 一 財産目録及び貸借対照表
- 二 出資の総額を法第三条に定める額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数を法第十二条第二項に定める数以上にする計画書
- 三 その他参考となるべき事項を記載した書類

2| 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法第四十五条第一項第六号に該当するに至つた時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数（以下「出資の額等」という。）が、法第三条又は法第十二条第二項に定める額又は数（以下「最低出資額等」という。）以上の適正な規模となることが確実であると認められること。

二 出資の額等が最低出資額等を下回ることとなつた事由がやむを得ないものであること。

三 出資の額等が最低出資額等以上になつた後の組合の収支の見込みが良好であると認められること。

四 組合を存続することが組合員及び一般の債権者の利益を保護するために必要かつ有益と認められること。

（合併の認可申請）

第二十二條 （略）

（新設合併における組合員以外の者からの役員選任の認可申請）

第二十三條 第六條の規定は、法第四十五条の四第二項ただし書の規定により金融庁長官の認可を受けようとする場合に準用する。

（清算状況の届出）

第二十四條 （略）

（合併の認可申請）

第五十八條 （略）

（新設合併における組合員以外の者からの役員選任の認可申請）

第五十九條 第二十一條の規定は、法第四十五条の六第二項ただし書の規定により金融庁長官の認可を受けようとする場合に準用する。

（清算状況の届出）

第六十條 （略）

(清算時の保険金の削減及び保険料の追徴の認可の審査基準)

第六十一条 金融庁長官は、第三十条の規定による法第四十七条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一・二 (略)

(削る)

(財産目録)

第六十二条 法第四十八条第一項において読み替えて準用する会社法第四百九十二条第一項

(財産目録等の作成等)の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2| 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第四十五条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算をする組合の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3| 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 正味資産

(清算時の保険金の削減及び保険料の追徴の認可の審査基準)

第二十四条の二 金融庁長官は、第十二条の規定による法第四十七条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一・二 (略)

(決算書類の提出)

第二十五条 清算人は、法第四十八条第一項において準用する商法第四百十九条第一項、第四百二十条第七項又は第四百二十七条第一項の規定により、総会において財産目録及び貸借対照表、財産目録、貸借対照表及び事務報告書又は決算報告書の承認を得たときは、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

〔清算開始時の貸借対照表〕

第六十三条 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 純資産

4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

〔決算書類の提出〕

第六十四条 清算人は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げるものを遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十二条第三項（財産目録等の作成等）の規定により、財産目録及び貸借対照表を総会に提出し、又は提供し、その承認を受けた場合 当該財産目録及び貸借対照表

二 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十七条第二項（貸借対照表等の定時株主総会への提供等）の規定により、財産目録、貸借対照表及び事務報告を通常総会に提出し、又は提供し、財産目録及び貸借対照表につきその承認を受けた場合 当該財産目録、貸借対照表及び事務報告書

三 法第四十八条第一項において準用する会社法第五百七条第三項（清算事務の終了等）

（新設）

（新設）

の規定により、決算報告を総会に提出し、又は提供し、その承認を受けた場合 当該決算報告書

(各清算事務年度に係る貸借対照表)

第六十五条 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十四条第一項(貸借対照表等の作成及び保存)の規定により作成すべき各清算事務年度(法第四十五条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応当する日(応当する日がない場合にあつては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。以下同じ。)に係る貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2| 第六十三条第三項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。

3| 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(各清算事務年度に係る事務報告)

第六十六条 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十四条第一項(貸借対照表等の作成及び保存)の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2| 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(清算をする組合の監査報告)

第六十七条 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十五条第一項(貸借対照表等の監査等)の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算をする組合の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれら

(新設)

(新設)

(新設)

の附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
 - 二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算をする組合の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
 - 三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該清算をする組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見
 - 四 清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実
 - 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
 - 六 監査報告を作成した日
- 3| 前項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある清算をする組合の監事は、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、これらの事項を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。
 - 4| 特定監事は、第六十五条第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日（特定清算人（次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。以下この条において同じ。）及び特定監事の間で合意した日がある場合にあつては、当該日）までに、特定清算人に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。
 - 一 この項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 第六十五条第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に関する職務を行った清算人
- 5| 第六十五条第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

6 前項の規定にかかわらず、特定監事が第四項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第六十五条第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

7 第四項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 二以上の監事が存する場合において、第四項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事
- 二 二以上の監事が存する場合において、第四項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき すべての監事
- 三 前二項に掲げる場合以外の場合 監事

(決算報告)

第六十八条 法第四十八条第一項において準用する会社法第五百七条第一項（清算事務の終了等）の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならず。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

- 一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額
- 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
- 三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

(電磁的記録による計算書類の提出)

第六十九条 法第四十八条第一項において準用する保険業法第七十六条（決算書類等の提出）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

(新設)

(新設)

2| 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一| トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二| ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3| 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一| 提出者の氏名

二| 提出年月日

（組合員からの臨時総会招集の認可申請等）

第七十条 法第四十八条第二項において準用する法第三十条第四項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

一| 会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面

二| 認可を受けようとする組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得ていることを証する書面

三| その他参考となるべき事項を記載した書類

2| 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一| 会議の目的たる事項及び招集の理由に照らし、臨時総会を招集する必要性が認められること。

二| 清算人が臨時総会を招集しないことについて、正当な理由が認められないこと。

第七十一条 第十九条の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第三十条第五項の規定により金融庁長官の認可を受けようとする場合に準用する。

（清算人の兼職の認可申請等）

第七十二条 清算をする船主相互保険組合の清算人は、法第四十八条第二項において準用す

（新設）

（新設）

（新設）

る法第三十六条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該船主相互保険組合を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の組合その他の法人が保険会社若しくは外国保険会社等又は船主相互保険組合の場合にあつては、第四号の書類を添付することを要しない。

一 履歴書

二 清算をする船主相互保険組合及び当該他の組合その他の法人における常務の処理方法を記載した書面

三 清算をする船主相互保険組合と当該他の組合その他の法人との取引その他の関係を記載した書面

四 当該他の組合その他の法人の定款（これに準ずるものを含む）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書又は剰余金の処分若しくは損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を明らかにする書面

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 清算をする船主相互保険組合の清算人が他の組合その他の法人の常務に従事することにより当該船主相互保険組合の清算事務に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 常務に従事しようとする他の組合その他の法人の事業内容が、清算をする船主相互保険組合の業務と密接な関係を有するものであること。

（報酬等の額の算定方法）

第七十三条 法第四十八条第二項において読み替えて準用する法第三十八条の二第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 清算人がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該清算人が当該組合の参事その他の使用人を兼ねている場合における当該参事その他の使用人の報酬、賞与そ

（新設）

の他の職務執行の対価を含む。)として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の清算事務年度(法第四十八条第二項において準用する法第三十八条の二第四項の総会の決議の日を含む清算事務年度及びその前の各清算事務年度に限る。)ごとの合計額(当該清算事務年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該清算人が当該組合から受けた退職慰労金の額

(2) 当該清算人が当該組合の参事その他の使用人を兼ねていた場合における当該参事その他の使用人としての退職手当のうち当該清算人を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該清算人がその職に就いていた年数(当該清算人が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 組合を代表する清算人 六

(2) 組合を代表する清算人以外の清算人(組合員でない清算人を除く。) 四

(3) 組合員でない清算人又は監事 二

2| 法第四十八条第二項において準用する法第三十八条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する清算人は、次に掲げるものとする。

一 組合を代表する清算人

二 組合を代表する清算人以外の清算人であつて、清算人の過半数をもつて組合の清算業務を執行する清算人として選定されたもの

二 当該組合の清算業務を執行した前号以外の清算人

3| 法第四十八条第二項において準用する法第三十八条の二第七項に規定する退職慰労金その他の内閣府令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

- 二 当該清算人が当該組合の参事その他の使用人を兼ねていたときは、当該参事その他の使用人としての退職手当のうち当該清算人を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
- 三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

〔訴えを提起しない理由の通知方法〕

第七十四条 法第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項

〔責任追及等の訴え〕の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 清算をする組合が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
- 二 清算人の責任又は義務の有無についての判断
- 三 清算人に責任又は義務があると判断した場合において、清算人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

（予備審査）

第七十五条（略）

（經由官庁）

第七十六条（略）

（標準処理期間）

第七十七条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法又はこの府令の規定による次の各号の認可に関する申請がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

一 法第十六条第一項の規定による組合設立の認可 百二十日

（新設）

（予備審査）

第二十六条（略）

（經由官庁）

第二十七条（略）

（標準処理期間）

第二十八条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法又はこの府令の規定による次の各号の認可に関する申請がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

（新設）

<p>二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 法第三十五条第二項ただし書の規定による組合員以外の者からの役員選任の認可 六十日</p> <p>六 法第三十六条第二項の規定による組合の常務に従事する理事の兼職の認可 三十日</p> <p>七 (略)</p> <p>八 法第四十五条第一項の規定による出資の額又は組合員の数若しくはその所有し、若しくは賃借する保険の目的たる船舶の数を法定の数以上にして解散しない場合等の認可 三十日</p> <p>九 法第四十五条の六第二項ただし書の規定による新設合併における組合員以外の者からの役員選任の認可 三十日</p> <p>十 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 法第十七条第一項の規定による組合設立の認可 百二十日</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 法第三十五条第二項の規定による組合員以外の者からの役員選任の認可 六十日</p> <p>六 法第三十六条第二項において準用する保険業法第八条の規定による組合の常務に従事する理事の兼職の認可 三十日</p> <p>七 (略)</p> <p>八 法第四十五条第一項の規定による組合員の数を法定の数以上にして解散しない場合等の認可 三十日</p> <p>九 法第四十五条の四第二項の規定による新設合併における組合員以外の者からの役員選任の認可 三十日</p> <p>十 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---